

公立大学法人大阪公開見積合せ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が公開見積合せを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公開見積合せとは、見積りの相手方を特定することなく見積合せに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(実施対象)

第3条 この要綱による公開見積合せの対象は次の各号のとおりとする。

- (1) 公立大学法人大阪契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第17条第1項第1号の規定により行う随意契約のうち、比較見積において2者以上から見積書を徴取することができないもの
- (2) 契約規程第17条第1項第1号ウの規定により行う随意契約のうち、予定価格が500万円以上のもの
- (3) その他公開見積合せによることが適当と認められるもの

2 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当するものについては、対象範囲外とする。

- (1) 契約規程第18条第2項及び第4項の各号に該当するもの
- (2) 調達物品の指定により代理店が限定されているもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に認めるもの

(公開見積合せの公告及びその方法)

第4条 理事長は、公開見積合せの調達内容に関する情報を公告する。

2 前項の公告の方法は、法人ホームページ及び大阪公立大学医学部附属病院ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することにより行う。

(公告する事項)

第5条 公開見積合せで公告する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 案件名
- (2) 履行期限
- (3) 物品等の名称及び購入予定数量
- (4) 見積書の提出期限
- (5) 見積書の提出場所
- (6) 物品等の仕様
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(仕様書等に対する質問)

第6条 公開見積合せに参加しようとする者が、仕様書等に質問がある場合は、指定された期間内に仕様書等に対する質問書を提出することができる。

2 仕様書等に対する質問書は、公告資料に示す方法により、案件ごとに提出するものとする。

3 前項の質問書の提出があった場合は、その質問を取りまとめて回答することとし、見積書提出期限までに閲覧に供するものとする。

(公開見積合せの参加)

第7条 公開見積合せに参加しようとする者は、参加申請をしなければならない。

2 見積書の作成並びに提出に要する費用及び仕様書等の取得に要する費用等は、申請者又は閲覧者の負担とする。なお、第11条により、公開見積合せの保留等となった場合も同様の扱いとする。

(公開見積合せ参加申請の要件)

第8条 公開見積合せの参加申請を行える者の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公開見積合せの参加申請の日において、公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (2) 公開見積合せの参加申請の日において、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 公開見積合せの参加申請の日において、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しない者であること。
- (4) 理事長が、あらかじめ又は公開見積合せの案件ごとに定める参加資格要件を満たすこと。

(公開見積合せの参加申請の方法)

第9条 公開見積合せの参加申請の方法は、第5条により公告する仕様書等の内容に基づき、公告に示す所定の見積書（公告に示していない場合は任意の様式）に必要事項を記載のうえ、見積書提出期限までに提出場所へ持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかの方法によるものとする。

2 前項により提出された見積書は返却しない。また、正当な理由がある場合を除き、訂正、再提出又は撤回することはできない。

(公開見積合せの参加要件の確認)

第10条 公開見積合せの参加申請があった場合は、第8条で定める参加要件を満たす者であることを確認するものとする。なお、当該確認は、見積書の提出後に行うものとする。

(公開見積合せの保留、延期または取り止め)

第 11 条 公開見積合せを実施するに当たり、次の各号のいずれかの事由が生じ公開見積合せの実施が困難又は実施すべきでない認められるときは、公開見積合せを保留、延期又は取り止める（以下「保留等」という。）ことができるものとする。なお、公開見積合せの保留等となった場合においても、見積書は返却しない。

- (1) 天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき。
 - (2) 公開見積合せを保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する有力な証拠をもって通報されたとき。
 - (3) その他、法人がやむを得ない事由により公開見積合せを保留等すべきと判断したとき。
- 2 契約の相手方が決定した後において、談合その他不正行為による見積合せがあったと認められるときは、当該公開見積合せを無効とする。

(無効の見積書)

第 12 条 次の各号に該当する見積書は、無効とする。

- (1) 第 8 条の参加要件を満たしていない者が行なった見積り
- (2) 所定の日時及び場所に提出しない見積り
- (3) 本法人所定の見積書を用いないでした見積り。ただし、見積書の様式が指定されていない案件については、この限りではない。
- (4) 見積書に記名を欠く見積り
- (5) 見積り又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (7) 談合その他の不正行為を行なったと認められる見積り
- (8) 同一の案件について、2 以上の見積書を提出した者の見積り
- (9) 第 9 条に規定する方法以外により提出された見積り
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反した参加者の見積り

(契約の相手方の決定)

第 13 条 見積書を提出した者のうち、見積書に記載された金額が予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格（売払い契約にあっては、予定価格以上で最高の見積価格）を提出した者を契約の相手方とするものとする。

- 2 最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者（売払い契約にあっては、最高見積価格が予定価格に満たない場合には、予定価格未満で最高価格見積者）と価格交渉のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

(同価格の見積りが 2 者以上ある場合の契約の相手方の決定)

第 14 条 契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が 2 者以上あるときは、当該見積

者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積りに関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約相手方の決定通知)

第 15 条 契約の相手方が決定したときは、速やかにその旨を通知する。

(公開見積合せの不成立)

第 16 条 第 13 条第 2 項により価格交渉を行い、交渉が成立しないときは、当該公開見積合せは成立しない。

(再度の公開見積合せ)

第 17 条 公開見積合せの結果、不成立になった場合は、参加資格又は仕様書の内容等の見直しを検討して再度公開見積合せを行うものとする。

(早急に随意契約を行う必要がある場合等の措置)

第 18 条 次の各号に掲げる場合においては、公開見積合せ以外の随意契約によって契約の相手方を決定することができる。

- (1) 公開見積合せの結果、不成立となり、再度公開見積合せを行うことが時間的に困難なとき。
- (2) 前号のほか特段の事情があるとき。

(公開見積合せの取下げ)

第 19 条 理事長は、契約の相手方を決定するまでは、公開見積合せを取り下げることができる。

(公開見積合せの結果公表)

第 20 条 契約の相手方を決定し、契約を締結したときは、当該契約結果をホームページに公表する。

2 公表する内容は、次の各号に掲げる事項とし、様式第 1 号の方法により行うものとする。

- (1) 案件名
- (2) 公開見積合せ実施日
- (3) 履行期限
- (4) 契約金額
- (5) 契約の相手方の商号又は氏名
- (6) 発注所属名
- (7) 前各号に掲げるもののほか、結果公表について必要な事項

3 前項の公表の期間は、公開見積合せ実施日の属する年度の翌々年度末までとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の定めにより難しいときは、案件ごとに定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号 (A4 横)

年度 公立大学法人大阪公開見積合せ結果

[illegible]